

幕別町コミュニティバス運行事業者選定の提案書作成要領

1 提案書

提案書類名	提案項目	様式
提案書表紙		表紙
提案事業者概要	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業者の名称、代表者名等 業務内容 	様式 1
運送実績及び委託（補助）実績	<ul style="list-style-type: none"> 一般乗合旅客運送事業実績 自治体等の運行委託（補助）の実績 	様式 2 様式 3
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> 営業所の位置及び規模 営業所ごとに配置する乗合旅客自動車運送事業が可能な事業用自動車の数及び乗車定員 自動車車庫の位置及び収容能力 事業用自動車の運行により生じた旅客、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じている概要 乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要 	様式 4
業務経費の見積書	<ul style="list-style-type: none"> 運行経費の見積書 運行経費見積明細書 	様式 5-1 様式 5-2
準備業務	<ul style="list-style-type: none"> 運行開始までの準備業務内容 	様式 6
管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 運行管理体制、整備管理体制の内容ほか 	様式 7-1 ~ 7-3
企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> 新たなバス運行体制の構築、運行内容の企画 	様式 8

2 提案書の書式等

- (1) 提案書は、マイクロソフトワード又はエクセル形式で作成すること。
- (2) 提案書の書体、文字サイズ等は問わない。
- (3) 提案書の用紙の大きさ・向きは、各様式の左上記載の用紙サイズ・用紙の向きに従い作成すること。なお、必要に応じて別紙にて作成する場合は、A4縦を基本とする。
- (4) 提案書は各様式の「留意事項」を参照し作成すること。
- (5) 提案書にはページ番号を付し、様式の番号に対応したインデックスラベルを付すこと。
- (6) 各様式の文章記述については、明瞭簡潔に記述すること。また、様式内に文章を補完するためのイラスト、イメージ図又は図面等を使用することも可とする。
- (7) 提案書の公開・非公開
提出された提案書は、幕別町情報公開条例に基づき、公開請求により公開する場合があるが、次に挙げるものについては、企業秘密など、公開することで企業に不利益を与えるおそれのある部分もあることから、原則として公開しない。
 - ① 提案書作成要領様式 4 「施設概要」
 - ② 提案書作成要領様式 5-1、5-2 「運行経費の見積書」

3 経費見積りについて

- (1) コミュニティバスの運行については、別紙幕別町コミュニティバス運行事業者選定の提案仕様書（以下「別紙仕様書」という。）を参照してください。
- (2) 次の内容で運行経費の見積りを提出してください。様式5-1、5-2の積算内容は次のとおりです。
 - ① 様式5-1、5-2
別紙仕様書に記載する運行形態で実施した場合に、幕別線及び札内線の2路線の運行に要する総経費を記載してください。
運行経費見積りの際の運行期間は、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの1年間で見積りしてください。
運行車両取得に伴う減価償却費についても記載してください。

4 提案書の提出

提案書は、様式番号順にファイル綴りの上、次により提出してください。

- (1) 提出期限 平成25年4月12日（金）午後5時まで（期限厳守）
提出期限を過ぎての受領は一切いたしません。
- (2) 提出場所 幕別町地域公共交通確保対策協議会事務局
住所：〒089-0692 中川郡幕別町本町130番地 幕別町役場企画室内
電 話：0155-54-6610
F A X：0155-54-3727
E-mail：kikakutanto@town.makubetsu.lg.jp
- (3) 提出部数
提案書 8部
（表紙等に社印及び代表者印を押印した正1部、押印した表紙をコピーした副7部）
- (4) 提出方法
 - ① 郵送又は持参で提出すること。電子メールでの提出はできません。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。期限を過ぎての受理はいたしません。
 - ② 持参する場合は、幕別町の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までに提出してください。

5 その他

- (1) 提案書提出後において、提案者の選定までの間は、提案書に記載された内容の変更は認めません。
- (2) 提出された提案書は、複製を作成する場合があります。
- (3) 提出された書類は、一切返却しません。なお、提案書は、協定に至った場合に使用する他は、業者選定以外には使用しないものとし、幕別町の文書管理規程等に従い責任を持って管理・破棄を行います。
- (4) 提案者には、参加報酬は支払いません。
- (5) 提案に係る費用は、全て提案者の負担とします。